



令和5年度

幼児教育に関する 研修の概要

幼児教育に携わる保育者の資質・能力の向上



茨城県教育庁学校教育部

義務教育課

目 次

1	研修体系	1
	茨城県幼稚園教諭等育成指標モデル	2
2	研修一覧	4
	・ No. 1 新規採用教員研修（幼児教育）	4
	・ No. 2 中堅教諭等〔前期〕資質向上研修（幼児教育）	5
	・ No. 3 中堅教諭等〔後期〕資質向上研修（幼児教育）	6
	・ No. 4 保育技術専門研修	7
	・ No. 5 幼児教育教育課程研究協議会	8
	・ No. 6 園長等専門研修	8
	・ No. 7 幼児教育担当指導主事等研修会	9
3	参加申込みについて	10
4	欠席等の連絡について	10

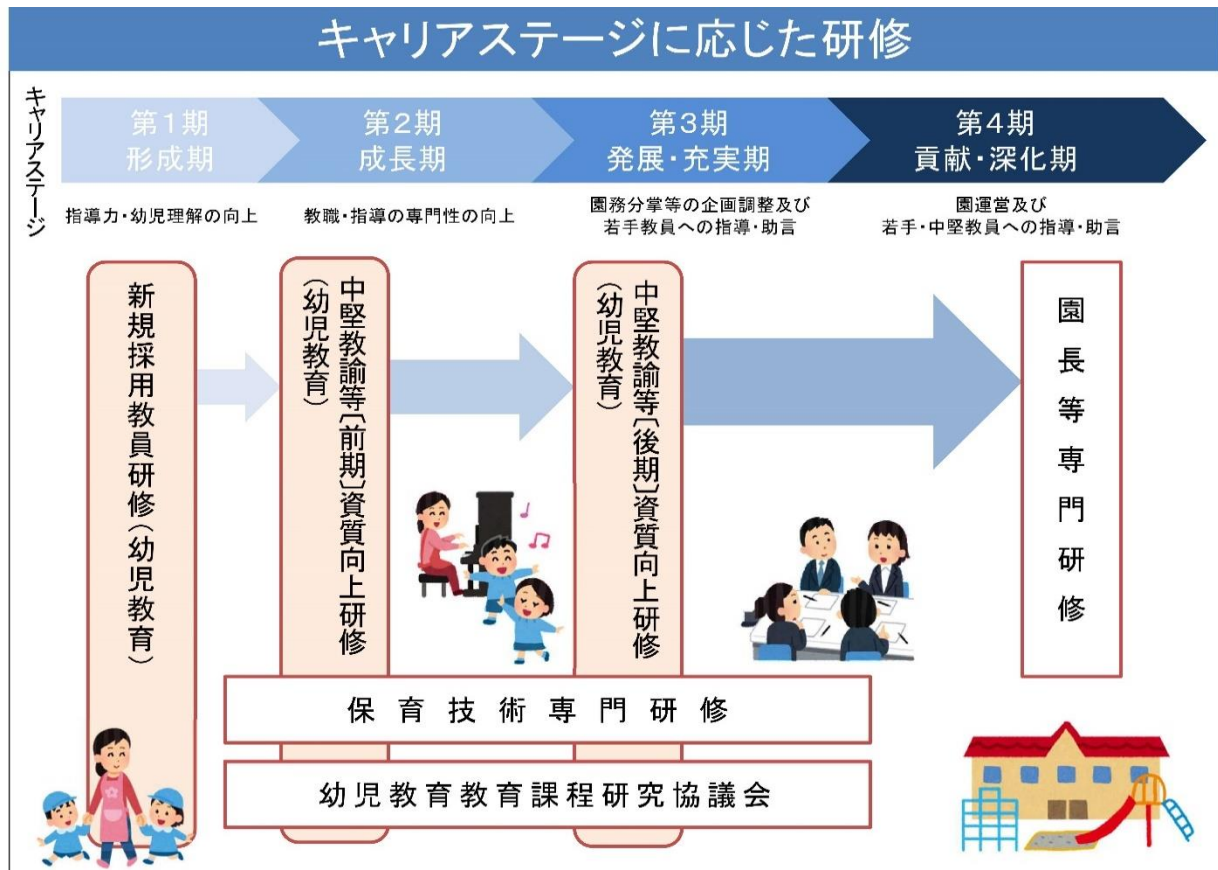
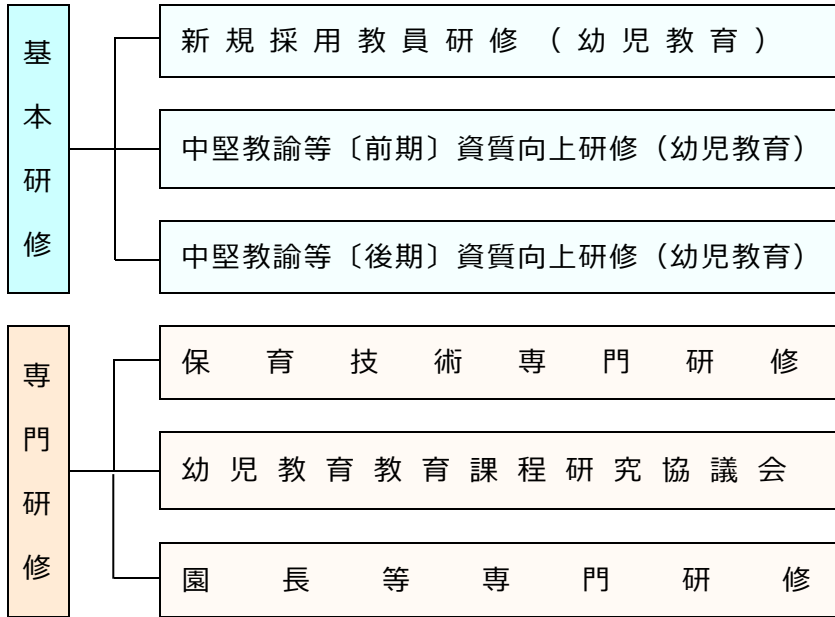


令和5年度 幼児教育に関する研修の概要

1 研修体系

幼児教育に携わる保育者の資質・能力の向上を目指す研修体系

保育者としてのキャリアステージに即して、必要な研修の機会を確保するとともに、国の動向や幼稚園教諭等の資質向上に関する育成指標モデルを踏まえ、必要とされる研修を長期的展望に立って体系化し、実施する。



④ 学級を経営する力	作成案の実践	<ul style="list-style-type: none"> □ 学級経営の意義や基本的な進め方について理解し、学級経営案を作成することができる。 □ 管理職や他の教諭等の指導・助言の下、目標を明確にした学級経営案を作成し、実践することができる。 □ 学級の実態を的確に捉え、目標を明確にした学級経営案を作成し、他の教諭等と連携を図りながら実践することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 教育目標を具現化する視点から学級経営案を作成し、他の教諭等と連携を図りながら実践することができる。 □ 経営案の作成について、他の教諭等へ適切な指導・助言を行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 学級経営について、組織的・計画的な評価を行う体制づくりに努めることができる。 □ 学級経営の評価について、教諭等へ適切な指導・助言を行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 学級経営等が自信をもって学級経営に取り組むことができるよう、協力的な指導体制を整えることができる。 □ 学級経営の進捗状況を確認し、教諭等へ適切な指導・助言を行うことができる。 	
	経営の評価	<ul style="list-style-type: none"> □ 学級経営の評価の意義を理解している。 □ 家庭との連携の重要性について理解している。 □ 学級事務を処理する基本的な技能を身に付けている。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 学級経営について多面的に省察し、他の教諭等と連携を図りながら実践に生かすことができる。 □ 適切な家庭との連携を築くことができる。 □ 適切な関係性の構築を図ることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 園全体を視野に入れながら、学級経営について多面的に省察し、他の教諭等と連携を図りながら実践に生かすことができる。 □ 学級経営の評価について、他の教諭等へ適切な指導・助言を行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 必要に応じて関係機関と連携しながら、組織として保護者を支援する体制を整えることができる。 □ 家庭との連携や保護者への支援について、教諭等へ適切な指導・助言を行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 必要に応じて関係機関と連携しながら、組織として保護者を支援する体制を整えることができる。 □ 家庭との連携や保護者への支援について、教諭等へ適切な指導・助言を行うことができる。
	家庭との連携	<ul style="list-style-type: none"> □ 学級事務を処理する基本的な技能を身に付けている。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 管理職や他の教諭等の指導・助言の下、適切に家庭との連携を図ることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 学級経営等と連携を図りながら、他の教諭等と連携を築くことができる。 □ 家庭との連携について、他の教諭等へ適切な指導・助言を行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 園全体を視野に入れながら、学級経営等と連携を図りながら園調整に当たることができる。 □ 園務分掌の遂行について、他の教諭等へ適切な指導・助言を行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 教諭等が、適正かつ迅速に学級事務を処理することができるよう、教諭等へ適切な指導・助言を行うことができる。
	事務処理	<ul style="list-style-type: none"> □ 園務分掌の意義を理解し、組織の一員として園務を遂行しようとする心構えをもっている。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 管理職や他の教諭等の指導・助言の下、組織の一員として園務を遂行することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 園全体を視野に入れながら、他の教諭等と連携を図り、適正かつ迅速に学級事務を処理することができる。 □ 学級事務の処理について、他の教諭等へ適切な指導・助言を行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 園全体を視野に入れながら、学級経営等と連携を図りながら園調整に当たることができる。 □ 園務分掌の遂行について、他の教諭等へ適切な指導・助言を行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 教諭等が、適正かつ迅速に学級事務を処理することができるよう、教諭等へ適切な指導・助言を行うことができる。
⑤ 園運営に関与する力	園務分掌の遂行	<ul style="list-style-type: none"> □ 危機管理の意義を理解し、危機管理に必要な基礎的な知識を身に付けている。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 園務の内容について理解し、管理職や他の教諭等の指導・助言の下、組織の一員として園務を遂行することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 園全体を意図し、小学校や関係機関との連携を視野に入れながら園務を遂行することができる。 □ 園務分掌の遂行について、他の教諭等へ適切な指導・助言を行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 園の課題を踏まえ、小学校や関係機関との連携を視野に入れながら、職員のみならず、職員ももち味やよさを生かして適切に役割分担を行うとともに、園務分掌の改善を図ることができる。 □ 園務分掌の遂行について、教諭等へ適切な指導・助言を行うことができる。 	
	危機管理	<ul style="list-style-type: none"> □ 危機管理の意義を理解し、危機管理に必要な基礎的な知識を身に付けている。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 管理職や他の教諭等の指導・助言の下、生活でできる環境を整えることができる。 □ 事故発生時には、的確な判断及び迅速な対応ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 危機管理マニュアルを整備し、幼児の安全確保のための園内体制を構築することができる。 □ 事故発生時には、関係機関との連携を視野に入れ、的確な判断及び迅速な対応ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 園の課題を踏まえ、小学校や関係機関との連携を視野に入れながら、職員のみならず、職員ももち味やよさを生かして適切に役割分担を行うとともに、園務分掌の改善を図ることができる。 □ 園務分掌の遂行について、教諭等へ適切な指導・助言を行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 園の課題を踏まえ、小学校や関係機関との連携を視野に入れながら、職員のみならず、職員ももち味やよさを生かして適切に役割分担を行うとともに、園務分掌の改善を図ることができる。 □ 園務分掌の遂行について、教諭等へ適切な指導・助言を行うことができる。
	教育課程等の編成・実施・評価	<ul style="list-style-type: none"> □ 教育課程等の役割や編成の意義を理解している。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 教育課程等の役割や編成の基本的な考え方について理解し、教育課程等を基づいた教育を展開することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 創意工夫し、幼児の心身の発達と園及び地域の実態に応じた教育課程等を編成・実施・評価することができる。 □ 教育課程等の編成・実施・評価について、他の教諭等へ適切な指導・助言を行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> □ カリキュラム・マネジメントの視点から、教育課程等を編成・実施・評価し、改善を図ることができる。 □ カリキュラム・マネジメントの視点から、教育課程等の編成・実施・評価について、教諭等へ適切な指導・助言を行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> □ カリキュラム・マネジメントの視点から、教育課程等を編成・実施・評価し、改善を図ることができる。 □ カリキュラム・マネジメントの視点から、教育課程等の編成・実施・評価について、教諭等へ適切な指導・助言を行うことができる。
	園内研修	<ul style="list-style-type: none"> □ 研修の意義を理解し、自分の課題を把握している。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 研修に積極的に参加し、園や自分の課題解決に向けた取組を考えることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 中心的作用として研修を企画・運営し、研修体制を整えることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 研修体制を構築し、園全体で学び合う質の高い職員集団をつくることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 研修体制を構築し、園全体で学び合う質の高い職員集団をつくることができる。
園外研修	<ul style="list-style-type: none"> □ 研修の成果を他の教諭等と共有し、実践に生かすことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 研修の成果を他の教諭等と共有するとともに、園や自分の課題解決の手がかりを見いだすことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 向上心をもって研修に参加し、専門性やリーダー性を高めるために、研修の成果を他の教諭等と共有し、園全体の教育の質を向上させることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 職員が課題やニーズに応じた研修に積極的に参加できるように、研修の成果を他の教諭等と共有し、職員が自己研鑽の場を確保することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 職員が課題やニーズに応じた研修に積極的に参加できるように、研修の成果を他の教諭等と共有し、職員が自己研鑽の場を確保することができる。 	

高度専門職としての教員に求められる力量

2 研修一覧

* すべての研修において、国公立、幼稚園・保育所など設置形態を問わず、県内の幼児教育に携わっている保育者は受講することができます。

* 公立幼稚園等：公立幼稚園、公立幼保連携型認定こども園、公立幼稚園型認定こども園

研修No.	1	研修名	新規採用教員研修（幼児教育）
目的	公立幼稚園等の新規採用教員を対象とし、教育公務員特例法の規定に基づき、現職研修の一環として、その職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させる。		
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・公立幼稚園等の新規採用教員【悉皆】 ・上記以外の幼児教育施設の新規採用者及び講師で受講を希望する者 		
日数	園外研修：7日、園内研修：10日（公立幼稚園等の新規採用教員を対象）		
園外研修（7日間）の内容			
回	期日	会場	内容
1	5月22日(月)	県教育研修センター	<ul style="list-style-type: none"> ○開講式、オリエンテーション ○講義「サービスと心構え、安全管理」 ○講義「園教育の基本」 ○講義「人権教育の推進」
2	6月12日(月)	県教育研修センター	<ul style="list-style-type: none"> ○講義「学級経営の意義」 ○研究協議「園内保育参観を通して」 ○講義・演習「幼児理解に基づいた評価」
3	7月13日(木)	県教育研修センター	<ul style="list-style-type: none"> ○講義・実習「読み聞かせの基本と実際」 ○講義・実習「ICTの活用」
4	8月2日(水)	県教育研修センター	<ul style="list-style-type: none"> ○講義「教育課程と指導計画」 ○演習・発表「指導計画の作成」
5	8月24日(木)	堀原運動公園武道館	<ul style="list-style-type: none"> ○講義・実習「救急処置・食物アレルギーへの対応」 ○実習「運動遊び・伝承遊び」
6	10月24日(火)	1班 水戸飯富特別支援学校	○特別支援学校における体験研修
	10月5日(木)	2班 石岡特別支援学校	○研究協議「特別な配慮を必要とする幼児・児童への対応」
	11月21日(火)	3班 下妻特別支援学校	※3班に分かれて実施
7	1月19日(金)	県教育研修センター	<ul style="list-style-type: none"> ○講義「小学校教育との接続・連携」 ○講義「家庭との連携・保護者への対応」 ○協議「1年間を振り返って」 ○閉講式

研修No.	2	研修名	中堅教諭等〔前期〕資質向上研修（幼児教育）
目的	中堅教諭等を対象とし、教育公務員特例法の規定に基づき、個々の能力、適性等に応じた1年間の研修を実施し、教諭等としての資質の向上を図る。		
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・公立幼稚園等の6年次に当たる教諭、保育教諭【悉皆】 ※下記<注>参照 ・上記以外の幼児教育施設の保育者で受講を希望する者 		
日数	園外研修：5日、園内研修：5日（上記対象の公立幼稚園等の悉皆の受講者）		
園外研修（5日間）の内容			
回	期日	会場	内容
1	5月30日（火）	県教育研修センター	<ul style="list-style-type: none"> ○開講式 ○オリエンテーション ○講義「ミドルリーダーに求められる資質・能力」 ○講義「幼児教育と小学校教育との円滑な接続」 ○情報交換「実践研究について」
2	6月30日（金） 7月18日（火）	県南生涯学習センター 県教育研修センター	<ul style="list-style-type: none"> ○講義・演習 「障がいのある幼児の理解と対応（仮）」 ※詳細は後日 ※どちらか1日を選択する。 ※第1回保育技術専門研修と合同開催
3	8月10日（木）	県教育研修センター	<ul style="list-style-type: none"> ○基調講演「幼保小の架け橋プログラムの実施について」（予定） ○研究協議 <協議主題2> 「指導計画の作成、保育の展開、指導の過程の評価・改善について」 ※幼児教育教育課程研究協議会と合同開催 ※中堅前期研修参加者は、協議主題2に取り組む（中堅前期研修部会を設定する）
4	10月11日（水）	県教育研修センター	<ul style="list-style-type: none"> ○講義・演習「読み聞かせ研修」 ○講義・演習「幼児期の運動遊び」 ※第2回保育技術専門研修と合同開催
5	1月31日（水）	オンライン	<ul style="list-style-type: none"> ○実践研究報告会「学級経営の工夫」 ○協議「中堅教諭としての役割」 ○閉講式

※同一園に本研修の対象者が2名以上いる場合などは、1年猶予して受講することも可。

※第2回については、期日・会場を選んでメールで報告をすること。

研修No.	3	研修名	中堅教諭等〔後期〕資質向上研修（幼児教育）
目的	中堅教諭等を対象とし、教育公務員特例法の規定に基づき、個々の能力、適性等に応じた1年間の研修を実施し、教諭等としての資質の向上を図る。		
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・公立幼稚園等の12年次に当たる教諭、保育教諭【悉皆】 ・上記以外の幼児教育施設の保育者で受講を希望する者 		
日数	園外研修：5日、園内研修：5日（上記対象の公立幼稚園等の悉皆の受講者）		
園外研修（5日間）の内容			
回	期日	会場	内容
1	5月25日（木）	県教育研修センター	<ul style="list-style-type: none"> ○開講式 ○オリエンテーション ○講義「ミドルリーダーに求められる資質・能力」 ○情報交換「実践研究について」 ○講義「人権を尊重した教育・保育」
2	6月15日（木）	県教育研修センター	○講義・演習「園内研修の効果的な進め方」
3	9月～12月	各小学校	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校における体験研修 「小学校教育との接続に向けて」 ・事前打ち合わせ（実施計画書の提出） ・幼児期の終わりまでに育てほしい姿のみとり ・学童期の発達の様子理解 ・スタートカリキュラムの理解 等 ・事後の反省（実施報告書の提出）
4	11月16日（木）	県教育研修センター	<ul style="list-style-type: none"> ○講義・演習「幼児理解について（仮）」 ※詳細は後日 ※第3回保育技術専門研修と合同開催
5	1月25日（木）	オンライン	<ul style="list-style-type: none"> ○実践研究報告会「園内研修推進の成果と課題」 ○研究協議「中堅教諭としての役割」 ○閉講式

※ 同一園に本研修の対象者が2名以上いる場合などは、1年猶予して受講することも可。

研修No.	4	研修名	保育技術専門研修
目的	幼稚園教諭等に対して、保育技術についての専門的な講義や研究協議等を行うことにより、幼児の発達や個性に応じた教育・保育を進めるために必要な技術の向上を図る。		
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・中堅教諭等〔前期〕資質向上研修（幼児教育）の受講者【第1、2回に参加】 ・中堅教諭等〔後期〕資質向上研修（幼児教育）の受講者【第3回に参加】 ・上記以外の幼児教育施設の保育者で受講を希望する者 		
日数	3日		
期	期日	会場	内容
1	6月30日(金) 7月18日(火)	県南生涯学習センター 県教育研修センター	○講義・演習 「障がいのある幼児の理解と対応（仮）」 ※詳細は後日 ※どちらか1日を選択する。 ※第2回中堅教諭等〔前期〕資質向上研修(幼児教育)と合同開催
2	10月11日(水)	県教育研修センター	○講義・演習「読み聞かせ研修」 ○講義・演習「幼児期の運動遊び」 ※第4回中堅教諭等〔前期〕資質向上研修(幼児教育)と合同開催
3	11月16日(木)	県教育研修センター	○講義・演習「幼児理解について（仮）」 ※詳細は後日 ※第4回中堅教諭等〔後期〕資質向上研修(幼児教育)と合同開催

研修No.	5	研修名	幼児教育教育課程研究協議会
目的	幼稚園等の教育課程の編成及び実施に伴う指導上の諸課題等についての研究協議を行うことにより、日々の実践や幼稚園等における教育課程等を見直し、改善を図り、幼児教育の充実に資する。		
対象	・上記以外の幼児教育施設の保育者で受講を希望する者 ・中堅教諭等〔前期〕資質向上研修（幼児教育）の受講者【悉皆】		
日数	1日		
回	期日	会場	内容
1	8月10日(木)	県教育研修センター	<ul style="list-style-type: none"> ○基調講演「幼保小の架け橋プログラムの実施について」（予定） ○研究協議 ＜共通協議主題＞ 「『幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会』における議論等を踏まえ、幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進について」 ＜協議主題2＞ 「指導計画の作成、保育の展開、指導の過程の評価・改善について」 ※どちらかの協議主題を選択する。(10分科会) ※第3回中堅教諭等〔前期〕資質向上研修（幼児教育）と合同開催

※協議主題に基づいたレポートを作成し、分科会助言者に事前にメールで提出する。

研修No.	6	研修名	園長等専門研修
目的	幼稚園及び幼保連携型認定こども園の初任園長等に対して、幼稚園等の運営・管理に関する専門的な講義や研究協議等を行うことにより、幼児の発達の特性に応じた総合的な指導を推進し、本県の幼児教育の充実に資する。		
対象	・公立幼稚園等の初任園長 ・上記以外の幼児教育施設の園長、副園長、教頭、主任等で、参加を希望する者		
日数	2日		
回	期日	会場	内容
1	5月16日(火)	オンライン	<ul style="list-style-type: none"> ○講義「不適切保育の未然防止・危機管理」 ○講義「園長としてのリーダーシップの在り方」
2	9月28日(木)	県教育研修センター	<ul style="list-style-type: none"> ○実践発表・情報交換 「園の『チーム力』向上のために」 ○講義・研究協議「小学校教育との接続の在り方」

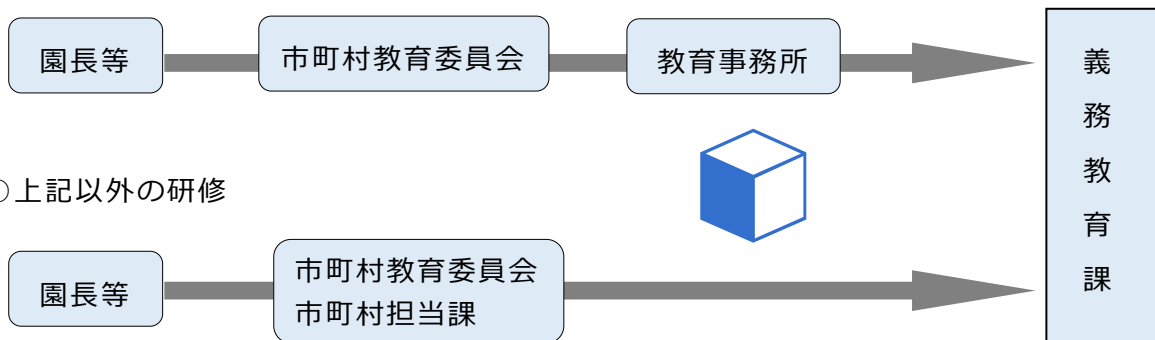
研修No.	7	研修名	幼児教育担当指導主事等研修会
目的	市町村教育委員会指導主事等を対象として、幼児教育に関する講義、訪問指導の在り方等に関する協議を通して、幼児教育の充実に向けた取組について共通理解を図るとともに、指導主事等の資質の向上を図る。		
対象	第1回 教育事務所指導主事等 第2回 市町村教育委員会指導主事等、教育事務所指導主事等 第3回 教育事務所指導主事等		
日数	3日		
回	期日	会場	内容
1	4月14日(金)	オンライン	○協議「本年度の各種事業について」
2	6月7日(水)	オンライン	○講義「幼稚園等の教育において大切にしたいこと(訪問指導のポイント)」 ○講義「保育者と小学校教員の相互理解を図り、接続カリキュラムの改善につなぐ」
3	2月2日(金)	オンライン	○協議「各種事業についての反省と次年度の事業について」

3 参加申込みについて

- 4月以降に研修ごとの「実施要項」と「参加申込書」を送付します。
- 市町村教育委員会または市町村担当課へ、電子メールでお申し込みください。

<申し込みの流れ>

- 新規採用教員研修、中堅教諭等〔前期・後期〕資質向上研修



- 上記以外の研修

4 欠席等の連絡について

- 参加者に欠席等の事由が生じた場合は、研修日の朝までに、下記の【連絡先】まで電話でご連絡ください。
- 新規採用教員研修（幼児教育）と中堅教諭等〔前期・後期〕資質向上研修（幼児教育）については、併せて所定の書類の提出（「茨城の幼児教育第48号」に記載）をお願いします。それ以外の研修は、書類の提出は必要ありません。

茨城県教育庁学校教育部義務教育課(指導担当)

電話 029-301-5226 FAX 029-301-5239